

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年4月1日）及び資格取得日（昭和40年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和39年7月にA株式会社B事業所に入社し、55年10月に退社するまで一度も休業したことがないのに、厚生年金保険の加入記録が無い期間があるが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A株式会社B事業所において、昭和39年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年4月1日に被保険者資格を喪失した後、同年6月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人のA株式会社B事業所における雇用保険の加入記録は、申立期間も継続している上、申立人が記憶する同僚は、「申立人は昭和40年4月に転勤する予定だったが、転勤せずに継続して勤務し、業務内容及び勤務形態にも変更は無かった。」と証言していることから、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社B事業所の当時の経理担当者であった二人は、「継続して勤務し給料が支給されていた者からは、厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月13日から40年4月18日まで
② 昭和43年2月7日から同年3月1日まで
③ 昭和46年11月3日から47年4月16日まで
④ 昭和47年11月3日から48年4月16日まで
⑤ 昭和48年10月19日から50年10月1日まで
⑥ 昭和55年4月1日から同年12月23日まで
⑦ 昭和56年4月1日から同年12月24日まで
⑧ 昭和57年4月1日から同年12月21日まで
⑨ 昭和58年4月1日から同年12月21日まで
⑩ 昭和59年4月1日から同年12月21日まで
⑪ 昭和60年4月1日から同年12月21日まで
⑫ 昭和61年4月1日から同年12月21日まで
⑬ 昭和62年3月2日から同年12月20日まで
⑭ 昭和63年3月11日から同年8月14日まで

申立期間①及び②について、私は、株式会社AのB班で工事に従事した。

申立期間③及び④については、C株式会社のD市町村の現場で出稼ぎ労働者として働いた。

申立期間⑤については、有限会社Eで工事に従事した。

申立期間⑥から⑭までについては、有限会社FでGの仕事に従事した。

申立期間は、雇用保険の加入記録があり、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、同僚の証言から、申立人は、当該期間に

株式会社AのB班に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚も、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録は無く、「申立人と一緒に働いたが、厚生年金保険の加入は無かった。」と証言している。

また、株式会社Aでは、「申立人の申立内容の事業に係る記録は無く、当時の下請け業者についても一切不明である。」と回答している上、同社の当時の社員は、「B班のような班組織は、下請けの別事業所であり、班が雇用する作業員を株式会社Aで厚生年金保険に加入させることはなかった。」と証言している。

さらに、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①及び②において被保険者資格を取得した926人の中に申立人の氏名は確認できない。

2 申立期間③及び④について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、当該期間にC株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚も申立期間③及び④において厚生年金保険の加入記録は無く、「申立人と一緒に出稼ぎに行ったが、厚生年金保険の加入は無かった。」と証言している。

また、C株式会社の元事業主は、「当時、出稼ぎ労働者については雇用保険には加入させたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、C株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間③及び④において申立人の氏名は確認できない。

加えて、H市町村の記録から、申立人は、申立期間④において国民健康保険に加入していることが確認できる。

3 申立期間⑤について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、当該期間に有限会社Eに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所記号払出簿によると、有限会社Eが厚生年金保険の適用事業所となったのは平成7年1月1日であり、申立期間⑤当時は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚二人のうち、連絡がとれた一人は、「申立人と一緒に働いたが、厚生年金保険の加入は無かった。」と証言し、別の一人は、申立期間⑤において国民年金に加入していることが確認できる。

4 申立期間⑥から⑭までについて、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、当該期間において有限会社Fに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所記号払出簿によると、有限会社Fが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年4月1日で

あり、申立期間⑥から⑬までは、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚は、「申立人と一緒に働いたが、厚生年金保険の加入は無かった。国民健康保険に加入していた。」と証言している。

さらに、有限会社Fでは、「当社が厚生年金保険に加入したのは昭和63年4月からであり、それ以前は厚生年金保険に加入していなかった。申立人については、春から秋までのパート社員であり、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

5 また、申立人は、申立期間①から⑭までについて国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①から⑭までについて、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 15 日から 35 年 5 月 16 日まで
② 昭和 36 年 2 月から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 10 月から 37 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A株式会社B支店で働いた。

申立期間②については、C株式会社で工事に従事した。

申立期間③については、D市町村のE社で、昭和 36 年 10 月から勤務した。

いずれの申立期間も、厚生年金保険の資格取得日より前から働いているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A株式会社B支店における厚生年金保険の加入記録は、昭和 35 年 5 月 16 日からとなっているが、34 年 11 月から勤務した。」と主張している。

しかしながら、A株式会社では、「当社が保管する社会保険加入台帳では、社会保険事務所（当時）と同じ加入記録が確認できるが、それ以外は不明である。」と回答しており、上記の社会保険加入台帳に記載された、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間①当時にA株式会社B支店に勤務していた複数の者から聴取したところ、申立人の同社における勤務期間について確認できる証言は得られない。

さらに、A株式会社B支店の当時の従業員二人は、「入社してから3か月ぐらいの試用期間があり、厚生年金保険にはすぐに加入させてもらえなかった。」と証言しており、同社では試用期間があり、入社

後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和36年4月1日からとなっているが、同年2月から勤務した。」と主張しているところ、当時の同社の従業員二人は、「入社後5か月から6か月の試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と証言しており、同社では試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、C株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の事業主も死亡している上、申立人に係る当時の関連資料も無いことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「E社における厚生年金保険の加入記録は、昭和37年1月1日からとなっているが、36年10月から勤務した。」と主張している。

しかしながら、E社では、「申立人に関する書類が無いため、勤務期間等の詳細は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、複数の元従業員は、「当時は3か月程度の試用期間があった。」と証言している上、申立人が記憶している同僚についても、入社から約1年後に厚生年金保険に加入した記録となっていることが確認でき、E社では、試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

- 4 このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月21日から7年9月7日まで

私は、公共職業安定所の紹介で、平成4年2月21日から正社員としてA株式会社に入社し、15年3月31日まで勤務した。

会社では、社会保険及び給与関係の事務処理を担当し、私が平成7年9月7日まで厚生年金保険に加入していたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の事業主の証言から、申立人は、申立期間についてA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、「申立人の人事記録等は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、「A株式会社では、社会保険及び給与関係の事務をしていた。」と述べているところ、B市町村が保管する記録から、申立人は、申立期間の一部を含む平成5年4月1日から8年4月23日までの期間は国民健康保険に加入していることが確認できる上、厚生年金保険に加入している場合、制度上支給制限がされる在職老齢年金を、申立期間において満額受給していることがオンライン記録から確認できることから、申立期間当時、厚生年金保険に加入していないことについて認識していたものと考えられる。

さらに、A株式会社において、厚生年金保険の加入手続を行っていた当時の事務員は、「入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたが、申立人については厚生年金保険の加入手続を行った記憶は無い。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月ごろから 48 年 4 月ごろまで
私は、昭和 45 年 3 月ごろから 48 年 4 月ごろまで、住み込みで A 区にあった B 事業所で仕事をしていた。厚生年金保険料の控除の記憶は無いが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が B 事業所に勤務する前の事業所における同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する事業主及び同僚についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無く、オンライン記録及び事業所記号払出簿を確認したところ、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、申立人の証言からも、B 事業所は従業員 5 人未満の個人経営であったことがうかがえることから、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、「実家から国民健康保険証を送ってもらった。」と述べており、厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 11 月 12 日まで
申立期間は、A株式会社が経営する事業所で勤務した。一緒に勤務した同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人は、「一緒に勤務した同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに自分には無い。」と主張しているところ、この同僚は、「申立期間当時は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。A株式会社に厚生年金保険に加入したのは、経理担当者が入社した以降である。」と証言しており、オンライン記録から、当該同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった以降の昭和 45 年 4 月 10 日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、A株式会社の専務は、「昭和 43 年に開業した時は、厚生年金保険に加入しておらず、経理に詳しい者が入社した後の 44 年 8 月に加入した。厚生年金保険に加入するまで保険料は控除していなかった。」と証言している上、当時の経理担当者は、「私は、44 年 4 月下旬に入社し、厚生年金保険の加入手続を行い、同年 8 月から厚生年金保険料の控除をした。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されて

いたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。